

XI 観光入込客統計に関する共通基準への対応

○共通基準の概要

- ・平成 21 年 12 月に国土交通省観光庁において「観光入込客統計に関する共通基準」を策定
- ・平成 22 年 4 月から各都道府県において共通基準に則った調査を実施

1 共通基準制定の目的

都道府県における観光入込客に関する統計（以下「観光入込客統計」という。）について、把握する項目の定義、調査手法、推計方法等に関する基準を共通化し、都道府県が相互に比較可能な信頼性の高い統計を作成する目的で定めるもの。

2 観光入込客統計の調査体系

(1) 観光地点等入込客数調査

都道府県内の観光地点及び行祭事・イベントに訪れた人数を、観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等に四半期ごとに報告を求め調査する。

(2) 観光地点パラメータ調査（サンプル調査）

都道府県内の観光地点を訪れた観光客を対象に、訪問地点数、観光消費額単価等について、四半期ごとに調査する。

(3) 他の統計調査

上記(1)、(2)を補完するため、国で承認された一般統計である宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査等を活用する。

◎調査の流れ

